

温泉掘削工事完了届に必要なもの

	書類等	内容
1	温泉掘削工事完了届	<ul style="list-style-type: none"> ・各保健福祉事務所窓口又は小田原保健福祉事務所ホームページで入手できます。 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f10242/p2116.html
2	温泉法施行規則第1条の2第9号に規定する記録（災害防止規程に基づく日常点検表）	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃性天然ガス警報設備による警報の作動状況の記録 ・掘削口周辺の空気中メタン濃度の記録 ・可燃性天然ガスの噴出の兆候を目視により確認したときの記録
3	ゆう出路の状況を示した図面	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆう出路に挿入する全ての管及び裸孔部の状況を示したゆう出路断面図 ・深度、水止め位置、標高、掘削業者名を記入してください。
4	温泉分析書	<ul style="list-style-type: none"> ・登録分析機関が行った分析試験結果で、温泉法第2条の規定により温泉であることが証明されたもの
5	コア・スライム採取状況	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削深度とコアあるいはスライムの採取状況が記入されたもの
6	電気検層結果	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として全ての水止め管を挿入する前に測定したもの
7	温度検層結果	<ul style="list-style-type: none"> ・自然状態及び12時間以上注水している時のゆう出路内の温度を測定したもの ・孔底温度を記入してください。
8	地質柱状図	<ul style="list-style-type: none"> ・地層、岩種及びその特徴、挿入管図、湧水、逸水、亀裂などの位置を記入したもの
9	揚湯試験結果	<ul style="list-style-type: none"> ・段階揚湯試験、連続揚湯試験及び水位回復試験の結果 ※段階揚湯試験は、5段階以上の揚湯量で実施し、各段階で水位が十分に安定したところで試験したもの ※連続揚湯試験、水位回復試験は、水位が十分安定するまで連続揚湯したもの

※届出書及び添付書類(1～9)はそれぞれ3部提出してください。